

(別紙)

今後想定される制度改正等

平成23年度

- 総合システム第1フェーズ稼動
- 診療報酬請求の原則電子化（一部例外規定除く）
- 診療報酬の支払早期化開始
- 出産育児一時金の直接支払制度の見直し

平成24年度

- 後期高齢者医療制度の廃止
- 診療報酬、介護報酬の同時改定

平成25年度

- 新たな高齢者医療制度の施行
- 国保の広域化（高齢者については都道府県単位の財政運営）
- 介護・自立支援システムの機器更改
- 総合システム第2フェーズ稼動
- 障害者自立支援法の廃止・新制度の施行

平成26年度

- 診療報酬改定
- 退職者医療制度の完全廃止

平成27年度

- 介護報酬改定

平成29年度

- 総合システム機器更改

平成30年度頃

- 全年齢を対象とした国保都道府県単位化

**国保連合会将来構想検討会
委 員**

＜国保中央会地方協議会推薦＞			任 期
北海道地方協議会	北海道国保連合会常務理事	高 橋 修	22.5.24～
東北地方協議会	宮城県国保連合会常務理事	石 垣 仁 一	22.5.24～
関東甲信静地方協議会	東京都国保連合会専務理事	飯 山 幸 雄○	22.5.24～
東海北陸地方協議会	福井県国保連合会常務理事	新 町 浩 治	22.5.24～22.6.13
〃	〃 理事長	松 枝 知 宣	22.6.14～
近畿地方協議会	大阪府国保連合会専務理事	吉 澤 俊 彦	22.5.24～
中国地方協議会	広島県国保連合会常務理事	中 川 清 久	22.5.24～
四国地方協議会	徳島県国保連合会常務理事	伊 丹 康 裕	22.5.24～22.7.12
〃	〃	西 成 忠 雄	22.7.13～
九州地方協議会	鹿児島県国保連合会常務理事	肥 後 和 紀	22.5.24～
＜国保中央会委員＞			
	国保中央会顧問	河内山 哲 朗	22.5.24～
	国保中央会常務理事	田 中 一 哉◎	22.5.24～
	国保中央会理事	島 谷 二 郎	22.5.24～

(注) ◎は委員長、○は副委員長

(敬称略)

組織体制のあり方検討分科会
委 員

			任 期
北海道地方協議会	北海道国保連合会常務理事	高 橋 修	22.6.14～
東北地方協議会	青森県国保連合会常務理事	寺 田 義 秋◎	22.6.14～
関東甲信静地方協議会	茨城県国保連合会常務理事	土 田 惣 一	22.6.14～
〃	群馬県国保連合会常務理事	遠 藤 昌 男	22.6.14～
〃	静岡県国保連合会常務理事	芦 川 邦 彦	22.6.14～
東海北陸地方協議会	富山県国保連合会常務理事	大 野 英 茂	22.6.14～
近畿地方協議会	大阪府国保連合会専務理事	吉 澤 俊 彦	22.6.14～
〃	奈良県国保連合会常務理事	上 田 善 康	22.6.14～
中国地方協議会	島根県国保連合会常務理事	大 槻 嘉 光	22.6.14～22.7.31
〃	〃	福 田 信 夫	22.8.1～
四国地方協議会	徳島県国保連合会常務理事	伊 丹 康 裕	22.6.14～22.7.12
〃	〃	西 成 忠 雄	22.7.13～
九州地方協議会	佐賀県国保連合会常務理事	福 井 道 雄○	22.6.14～
〃	大分県国保連合会常務理事	高 山 精 二	22.6.14～

(注) ◎は座長、○は副座長

(敬称略)

連合会の規模別課題検討分科会

委 員

			任 期
東北地方協議会	秋田県国保連合会常務理事	高 橋 英 夫	22.6.14～
”	山形県国保連合会常務理事	佐 藤 友 弘	22.6.14～
関東甲信静地方協議会	東京都国保連合会専務理事	飯 山 幸 雄	22.6.14～
”	山梨県国保連合会常務理事	横 森 良 照	22.6.14～
東海北陸地方協議会	石川県国保連合会常務理事	杉 原 孝 一	22.6.14～
”	岐阜県国保連合会常務理事	市 原 一 人	22.6.14～
近畿地方協議会	京都府国保連合会 副理事長兼常務理事	片 田 住 夫◎	22.6.14～
中国地方協議会	鳥取県国保連合会常務理事	塚 田 勝	22.6.14～
”	山口県国保連合会常務理事	宮 崎 正 人	22.6.14～
四国地方協議会	香川県国保連合会常務理事	三 谷 健 一	22.6.14～
九州地方協議会	福岡県国保連合会常務理事	脊 戸 俊 介	22.6.14～
”	宮崎県国保連合会常務理事	河 野 喜 和○	22.6.14～

(注) ◎は座長、○は副座長

(敬称略)

審査支払のあり方検討分科会
委 員

			任 期
東北地方協議会	福島県国保連合会常務理事	吉 川 三枝子	22.6.14～
〃	新潟県国保連合会常務理事	渡 邊 紳一郎	22.6.14～
関東甲信静地方協議会	千葉県国保連合会常務理事	高 橋 諭	22.6.14～
〃	神奈川県国保連合会常務理事	北 見 好 惟	22.6.14～
〃	長野県国保連合会常務理事	村 山 武 夫○	22.6.14～
東海北陸地方協議会	三重県国保連合会常務理事	天 野 光 敏	22.6.14～
近畿地方協議会	和歌山県国保連合会常務理事	中 村 正	22.6.14～
中国地方協議会	広島県国保連合会常務理事	中 川 清 久	22.6.14～
四国地方協議会	高知県国保連合会常務理事	井 上 晃◎	22.6.14～
九州地方協議会	長崎県国保連合会常務理事	渡 口 成 人	22.6.14～
〃	鹿児島県国保連合会常務理事	肥 後 和 紀	22.6.14～

(注) ◎は座長、○は副座長

(敬称略)

保険者都道府県単位化検討分科会

委員

			任 期
東北地方協議会	岩手県国保連合会専務理事	山 瀬 宗 光	22.6.14～
〃	宮城県国保連合会常務理事	石 垣 仁 一	22.6.14～
関東甲信静地方協議会	栃木県国保連合会常務理事	菅 谷 富士雄	22.6.14～
〃	埼玉県国保連合会常務理事	山 本 三 郎	22.6.14～
東海北陸地方協議会	福井県国保連合会理事長	松 枝 知 宣	22.6.14～
〃	愛知県国保連合会専務理事	足 立 吉 朗◎	22.6.14～
近畿地方協議会	滋賀県国保連合会副理事長	上 原 正 男	22.6.14～
〃	兵庫県国保連合会専務理事	渡 辺 裕	22.6.14～
中国地方協議会	岡山県国保連合会常務理事	嶋 村 稔○	22.6.14～
四国地方協議会	愛媛県国保連合会常務理事	大 野 嘉 久	22.6.14～
九州地方協議会	熊本県国保連合会常務理事	宮 田 政 道	22.6.14～
〃	沖縄県国保連合会常務理事	野 島 拓	22.6.14～

(注) ◎は座長、○は副座長

(敬称略)

国保連合会の将来構想 中間報告(案)(概要)

国保連合会将来構想検討会(平成22年10月)

I 設置の背景・経緯・問題意識

業務に不可欠なITシステム

- 国保総合システムの稼働 ⇒ 審査支払業務の効率化 ⇒ 業務・組織体制の見直し
- 今後のシステム整備のあり方
 - ・これまで必要が生じる都度整備 ⇒ 総合的体系整備ができないか。
 - ・増嵩する費用 ⇒ 小規模連合会の負担問題をどうするか。
 - ・平成25年に機器更改時期を迎える介護保険・障害者自立支援システム ⇒ どのような方針で整備するか。

審査支払機関のあり方の論議

- 規制改革会議での「競争促進論」。行政刷新会議で「統合論」。
- 厚生労働省「審査支払機関の在り方検討会」で本年4月から検討。年内に結論の見込み。
- 現在までの主な議論 ⇒ 業務処理の効率化、査定率、手数料等について全国一本の組織である支払基金との比較。
⇒ 47連合会としてどのように対応するのか。

高齢者医療制度の見直し

- 厚生労働省「高齢者医療制度改革会議」で検討中。年内に結論の見込み。
- 検討のポイント
 - (1)平成25年4月に新たな高齢者医療制度。
 - (2)市町村国保の都道府県単位化 ⇒ 市町村保険者や国保組合の連合体である連合会のあり方は？

連合会は変わる必要

- 国民から信頼され期待される存在になる。
- 保険者と十分連携し、その特性や実績を活かす。
 - ・ 審査支払業務と保険者事務の共同処理業務の双方を実施。
 - ・ 介護保険関係業務、障害者自立支援関係業務、後期高齢者医療関係業務、特定健診等データ管理業務など市町村業務に幅広く関与。
- 既成の枠を超える。
 - ・ 国保の保険者や被保険者ばかりでなく、一般国民の理解が得られるようにする。
 - ・ 保険者の多様なニーズに応える新たな業務への積極的取り組み。
 - ・ 連合会間の一層の協調連携。

II 報告書の位置づけ

- 今後の連合会の業務や組織のあり方に関する指針。
- 現段階でとりまとめできたもの及び今後更に検討すべきものについて整理 = 中間報告
- 具体化に向けたプロセス
 - ・ 連合会全体で取り組むもの ⇒ 改めて連合会全体の合意を得ながら進める。
 - ・ 個々の連合会で取り組むもの ⇒ 個々の連合会の状況に応じて対応。
- ※ いずれも最終的には、保険者の理解と合意が必要。
- 具体化の際には、今後想定される制度改正等を念頭に検討。

今後想定される制度改正

平成23年度	・ 総合システム第1フェーズ稼働 ・ 診療報酬の支払早期化開始	・ 診療報酬請求の原則電子化(一部例外規定除く) ・ 出産育児一次金の直接支払制度の見直し
平成24年度	・ 後期高齢者医療制度の廃止	・ 診療報酬、介護報酬の同時改定
平成25年度	・ 新たな高齢者医療制度の施行介護 ・ 自立支援システムの機器更改 ・ 障害者自立支援法の廃止・新制度の施行	・ 国保の広域化(高齢者については都道府県単位の財政運営) ・ 総合システム第2フェーズ稼働
平成26年度	・ 診療報酬改定	・ 退職者医療制度の完全廃止
平成27年度	・ 介護報酬改定	
平成29年度	・ 総合システム機器更改	
平成30年度頃	・ 全年齢を対象とした国保都道府県単位化	

III 検討の中間とりまとめ

1 組織体制のあり方

業務のIT化に伴い審査事務体制の見直しや審査担当職員の再配置の検討

⇒ 連合会の状況に応じ、審査事務共助の充実や新たな業務の拡充に向け、体制強化

健やかに暮らせる地域づくりをめざす業務の拡充

- 今後の急速な高齢化の進展 ⇒ 高齢者1人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の増加
⇒ 健やかに安心して暮らせるような地域づくりが課題
- 連合会はこれまでの地域に密着した業務のノウハウを活用
⇒ 今後の地域づくりに役立つ更なる業務拡充に取り組む。
- 健やかに暮らせる地域づくり支援
連合会が保険者や住民から、より信頼される存在となるためには、住民が健やかに暮らせる地域づくりを積極的に支援することが必要。
業務例) ・ 連合会保有の保健・医療・介護データの有効活用 ⇒ 各被保険者が地域全体の状況把握や健康課題を明確化。
⇒ 地域の保健・医療・介護水準の向上につなげる。
 - ・ 保健事業関係業務 ⇒ 限られた保健師の力を最大限引き出せるよう
 - ① 保健師、事務職、他職種が一体となった組織的支援
 - ② 地域住民の力を活かす活動推進
 - ・ 介護保険関係業務 ⇒ ケアプランチェック(利用者へのサービス提供が適切か等の点検)、縦覧点検、医療情報との突合
- 保険者ニーズに対応した効果的な業務への取り組み
業務例) ・ 第三者行為損害賠償求償業務 ・ レセプト点検業務
・ 柔道整復療養費審査支払業務 ・ 保険料(税)収納率向上支援

中央会の役割・公益法人改革の対応

- 連合会単位で行うと非効率な事業、都道府県域では収まりきれない事業を引き続き実施
事業例) ・高額レセプトの特別審査
・連合会における審査支払の支援・調整
・全国的なシステム開発、全国決裁
・保健事業に対する支援
・超高額医療費の再々保険事業
・その他連合会への支援(研修、調査研究等)
- 今後は、問題提起、連合会全体の議論の場の提供、議論のとりまとめ、国への要望や調整の役割を果たす必要
- 公益法人改革への対応
 - ・平成25年11月までに「公益社団法人」または「一般社団法人」の選択
 - ・連合会や中央会にとってのメリット、デメリットを見極め準備

2 連合会の今後のシステム整備のあり方

これまでのITシステム整備と費用負担

- 連合会それぞれで経費削減のための効率化努力。
- 全連合会共通システム ⇒ 中央会で標準システムを開発・保守
地域の実情に応じたカスタマイズシステム ⇒ 連合会で対応
- 標準システムに関する開発・保守に係る負担 ⇒ レセプト件数割合で見ると小規模連合会ほど重くなる傾向
- 全国一本の組織である支払基金は、統一システムによる業務処理の標準化、集約化を行い易い。

システム負担における負担の軽減策

- 47連合会の存続が前提
- 検討のポイント
 - ・ 個別運用方式^(※1)
 - ・ 共同運用方式^(※2)について
 - ・ 運用の外部委託
 - ・ 共同機器設置
 - ・ 新技術(仮想化、クラウド)を活用して、制度別システムの統合、運用のグルーピング
- 共同運用を行う際には、カスタマイズシステムについて可能な範囲で標準化を進めつつ、外付け対応等可能な仕組みとする。

※1 個別運用方式：連合会ごとに機器・システムを保有し運用する方式

※2 共同運用方式：共同で機器・システムを保有し運用する方式

仮想化技術

- 利用者からみると単一のサーバを複数サーバであるかのように扱うことができる技術

従来の連合会

従来システム毎に
サーバを用意



仮想化技術を使うと

- ① 複数の業務システムを同一サーバ上で稼動
- ② 同一サーバ上で複数の連合会がそれぞれ業務システムを稼動



サーバ台数の削減

機器システムの共同保有における課題

- ① コスト
 - コスト全体の削減方策 ⇒ 新技術(仮想化、クラウド)の導入、業務の標準化
 - 各連合会の費用負担方法(件数割、均等割、両方の組み合わせ等)
⇒ 規模別課題への対応、合理的な算定方法
- ② 技術的な安全性・信頼性の確保
- ③ 災害発生等への対応
- ④ 運営体制のあり方
 - 連合会と中央会の関係
 - 運用管理組織の運営方法と事務処理体制
 - 標準システム開発ベンダ、共同委託ベンダ及び各連合会個別委託ベンダ間の関係

介護保険・障害者自立支援システム

- 両システムの共通点
 - ① 平成25年度、同時に機器更改時期
 - ② システム機能も類似
- 次期機器更改の具体化 ⇒ 次の点について検討し、全連合会の合意形成
 - ・ 安全性、信頼性、コスト等を総合的に検討し、介護と障害者自立支援システムを統合
 - ・ 機器・システムを連合会共同で保有・運用
 - ※ 連合会がそれぞれの事情に応じ個別処理を維持して業務を行えることが前提
 - ・ 仮想化技術の活用 ⇒ 機器台数の縮減
 - ・ 全国一拠点化をはじめとした拠点の集約化、共同運用体制の整備
 - ⇒ 全体経費の一層の削減
 - ・ バックアップセンターの設置
 - ・ KDB構想と連携

今後のシステム整備の方向

- 必要の都度順次整備、改修をしてきた従来のシステム
 - ⇒ 機器更改の時期を捉えて総合化、体系化。
- その際には、医療、介護、障害者自立支援等の連合会業務を一体的に行うシステムの構築により全体のコストや職員負担の削減をめざす。
- 制度設計の動向、各連合会の意向、技術の進歩などを勘案し、更なる検討。

3 審査支払のあり方

統合論について

- 連合会と支払基金は、組織の性格、役割が異なる。それぞれの沿革の中で計1万人の正規職員。
⇒ 現実問題として統合は困難。
- 組織統合より、分立した組織での切磋琢磨。
⇒ 効率化につながり易い。
- 医療保険の将来構想 = 地域保険として一元的運用
⇒ 医療保険、保健事業、介護保険という地域の保険者支援実績のある連合会に統合するのが自然。

競争を可能とする環境の整備

- 保険者はもとより被保険者更には国民一般にわかり易く、理解され、信頼される連合会の実現。
 - ① 連合会における取り組み
 - ・ 審査実績・内容、手数料の公表
 - ・ 査定率等評価指標の作成(国による比較条件の整備とセット)
 - ・ コスト分析(⇔複式簿記の導入)
 - ・ 職員の事務共助体制の強化
 - △ 点数表の算定ルール:2,000項目→4,000項目(平成22年度末)
 - △ 審査支援(集積された審査の判定結果を整理):5,000項目→10,000項目
 - ② 中央会の取り組み
 - ・ 画面審査システムの充実 ⇒ 画面の見易さ、操作性の向上
 - ・ 過去の判定結果の検索機能や審査基準の設定など
⇒ 同一事例に対する審査委員会の判断に差異が生じないような環境整備
 - ・ 審査情報等の充実
 - ③ 国による整備等
 - ・ 比較条件の整備、疑義解釈対応の迅速化、被保険者証への請求先(審査支払機関)の記載

レセプト請求の電子化と審査における基本的な考え方

- レセプトの電子化は国の方針。
- 審査事務共助と審査委員の審査の位置づけ ⇒ 従来の紙レセプトと同じ。
- 審査事務共助及び審査はレセプトの電子化に対応したものにする必要。
- 電子レセプトに対する審査事務共助
 - ・ 算定ルール ⇒ 点数表に示されているルールの点検。
 - ・ 審査支援項目 ⇒ 過去の審査判定例や審査委員から要請のあった内容のチェック。
- システム上点検する算定ルールや審査支援項目は、審査事務共助や審査の体制を踏まえて連合会が設定。
- 突合点検及び縦覧点検は、レセプトの電子化により実現可能となったもの。
(国の通知で連合会における点検も実施可能であることを明確にされる予定。)
- 医療機関にとっては、一次審査で被保険者資格チェックにより、未収金発生防止に資する。保険者の協力を前提として、支払期日の早期化が実現可能となる。

4 保険者都道府県単位化に応じた対応

連合会の役割

- 現段階では、新たな高齢者医療制度で都道府県単位化される運営主体は未定
 - ⇒ 誰が運営主体となっても保険者としての業務は変わらない。
 - ⇒ 連合会はこれまでの役割と実績を活かし、運営主体に対する保険者支援や事務代行の役割を積極的に果たせる。
- 新たな制度のシステム開発・運用
 - ⇒ 都道府県や市町村が個々にシステム開発・改修すれば、経費や事務量が膨大。
 - ⇒ 中央会が標準システムの開発、連合会がシステムの運用や事務処理を代行・支援。
 - ⇒ 保険者負担は大幅に削減。

全年齢広域化における課題

- 単一の保険者により運営される場合は、市町村と国保組合からなる連合会の組織形態、意思決定のあり方等について検討する必要。
- その際、介護保険、障害者自立支援等について十分考慮する必要。
- 都道府県単位の単一保険者となっても、厳しい財政状況や行政改革の状況から新たな組織体制の整備は困難
 - ⇒ 連合会は、これまでの実績を活かし、業務の代行・支援。

5 組織体制整備の必要性

上記「1」から「4」を実施していくためには、組織体制の整備が今後の課題となる

1 組織体制の効率化・簡素化

保険者からの理解を得るため、IT化の進展に伴う組織の効率化や簡素化に積極的に取り組む姿勢をしっかりと示していく。

2 安定的な組織運営

保険者の負担増を極力抑制しつつ、適正かつ迅速な業務運営と必要な環境整備を進め、次の事項を基本とするべきである。

① 健全な財政運営

- ・ ITの推進に伴う業務の効率化
- ・ 人件費、諸経費の適正化
- ・ 手数料の見直し
- ・ PDCAサイクルの導入

② 財政の透明性を高める取り組み(コスト分析) ⇔ 複式簿記の導入

3 職員の人材育成等

連合会業務が多様化、複雑化、高度化する中で、新規事業や課題に柔軟かつ適切に対応できる人材の育成を行う。⇒ 優秀な人材の確保につながる。

① 研修事業等の充実・強化

- ・ 専門研修の充実、審査研修の拡充・強化、外部研修への参加
- ・ 審査事務共助の資格認定制度の導入

② 職員の意識改革 ⇒ 仕事への意欲高揚

- ・ 保険者の多様なニーズへの積極的対応
- ・ コスト意識の徹底
- ・ コンプライアンスの更なる徹底
- ・ 職員提案・職員ごとの業務目標の明確化、達成度の評価

③ 人事交流

連合会間または連合会と中央会においては、積極的な人事交流により組織活性化の促進や職員の資質向上を図る。地方自治体への職員の派遣等については、人材育成のみならず、保険者等への支援業務をさらに強化する観点から取り組む必要。